

# 公的年金の給付の種類

公的年金には、老齢給付以外にも、障害給付や遺族給付があり、所得の喪失、または、減退に対して給付を行う仕組みとなっていて、高齢者に限らず受給することができる。

	基礎年金	厚生年金
老齢	老齢基礎年金 保険料を納めた期間などに応じた額	老齢厚生年金 保険料を納付した期間や賃金※ <sup>1</sup> に応じた額
障害	障害基礎年金 障害等級※ <sup>2</sup> に応じた額 (子がいる場合には加算あり)	障害厚生年金 賃金※ <sup>1</sup> や加入期間、障害等級※ <sup>2</sup> に応じた額
遺族	遺族基礎年金 老齢基礎年金の満額に子の数に応じて加算した額	遺族厚生年金 なくなった方の老齢厚生年金の3/4の額

※<sup>1</sup> 賃金とは、正確には「平均標準報酬額」といい、厚生年金への加入期間中の給与と賞与(ボーナス)の平均額のことをいう。

※<sup>2</sup> 障害等級は、基礎年金と厚生年金で共通。障害厚生年金(2級以上)受給者は、同時に障害基礎年金を受給できる。